

会議録

- 1 会議の名称 令和6年度第1回妙高市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進会議
- 2 開催日時 令和6年3月18日(月) 15:00~16:00
- 3 開催場所 市役所3階 303会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員
勝山玲子、芦野晶代、丸山倫央、杉田和宏、余野等、若山宏、浅野裕子、岡田孝子
 - (2) 執行機関
妙高市環境生活課 岡田雅美、作林武彦、石川千花子
- 5 議題
 - (1) 令和5年犯罪等の現状について
 - (2) 第4次計画の概要及び進捗状況について
 - (3) 妙高市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 6 会議資料の名称
 - ・令和5年 犯罪等の現状について(資料1)
 - ・犯罪のない安全・安心なまちづくり推進計画(第4次計画)の概要及び進捗状況について(資料2-1、資料2-2)
 - ・妙高市犯罪被害者等支援条例の制定について(資料3-1、3-2)
条文の記載自体については意見無し。
条例として制定することについて、満場一致で了承を得た。
- 7 会議での発言要旨
 - ・自身の子が自転車盗難(無施錠)に遭った経験から改めて防犯意識の大切さを実感した。
⇒自転車盗の認知件数は氷山の一角。万引きや自転車盗は重大犯罪のきっかけとなる場合が多く、ゲートウェイ犯罪と言われている。身近な犯罪から防ぐことが大切です。
 - ・犯罪被害者等支援条例(案)について、加害者の家族も誹謗中傷を受ける場合があると思われるが支援は?
⇒当該条例(案)では、犯罪被害者等基本法に基づき作成されており、加害者の家族は対象としていません。加害者家族への誹謗中傷が発生する可能性があることも承知しています。支援策について、他自治体で事例があるかなど検討したいと思います。

- ・犯罪被害者等支援条例（案）第11条にある「居住の安定」で、逐条解説では概ね1年間としているが、1年以上は居住支援しないのか？

⇒あくまで恒久的な入居ではなく、一時的な利用としての目安として「概ね1年間」としたものです。安心して暮らせる住居が確保できない相応の理由がある場合は継続することになると考えています。また、経済困窮により新しい住居を確保できない場合は、生活保護としての支援も考えられます。

- ・こども110番の家の所管課はどこか。以前は旗などがあったが、欲しい場合はどこへ頼めば良いか。また、子どもたちがこども110番の家についてどの程度認識しているのかわからない。形骸化しているように感じるため、改めて周知する必要があるのではないか。

⇒こども110番の家は各学校で指定していますが、物品管理の所管課については確認し後ほど報告します。こども110番の家の役割等、周知については検討していきたいと考えています。

上記に相違ないことを確認する。

氏名 環境生活課長 岡田 雅美